施行規則の一部を改正する省令を次のように定め第七条第一項第一号の規定に基づき、植物防疫法植物防疫法(昭和二十五年法律第百五十一号) ○農林水産省令第六十二号

平成十九年七月十三日

国務大臣 若林 正俊農林水産大臣臨時代理

七十三号)の一部を次のように改正する。 別表二の十三の項植物の欄中「アンスリューム 植物防疫法施行規則(昭和二十五年農林省令第植物防疫法施行規則の一部を改正する省令

同表の付表に次のように加える。 グラニースミス種、ふじ種、ブレイバーン種、レッ ドデリシャス種及びロイヤルガラ種の」を削り、 く。)」を加え、同表の付表第二十四中「ガラ種、 属植物」の下に(付表第四十九に掲げるものを除 経由しないで輸入されるアンスリューム属植四十九 ハワイ諸島から発送され、他の地域を 附 則 定める基準に適合しているもの 物の生植物の地下部であつて農林水産大臣が

この省令は、公布の日から施行する。